

満州国『時憲書』と通書

——伝統・民俗・象徴の再編と変容——

丸田 孝志

はじめに

1932年(以下、西暦の上2桁を省略)3月に溥儀を執政として成立した「満州国」(以下、「」を省略)は、日本、朝鮮などを含む諸民族の「五族協和」と「王道楽土」の実現を建国理念に掲げたが、周知のように実態は関東軍が実権を握る傀儡国家であった。溥儀と清朝の遺臣らの清朝復興の宿願と日本のイデオロギーとの一体化を進める関東軍の意図との矛盾をはらみながらも、満州国の象徴は日本との一体化が進展していった。先行研究においては儀礼やメディアなどを中心として、これらの状況が明らかにされつつある。これらの内、中国側の研究では、日本による同化政策、「奴隸化」政策の批判に力点をおいたものも多く¹、日本の研究においても、社会の実態から遊離し虚構に満ちた独善的な政策とプロパガンダの実態が明らかにされている²。また、その一方で権力・権威・象徴を巡る関東軍と溥儀の確執やそれぞれの意図についての分析もなされるようになった³。しかし、支配される側の抵抗の論理やこれに対応しつつ展開される統治策の巧妙な手法、およびその複雑な変化の過程を明らかにするためには、中国の伝統や民俗を利用した宣伝動員政策を視野に入れる必要があると考える。小論は、このような問題を考察する作業の一端として、権力の象徴として伝統的な権威をもつ曆書と、これを模倣しつつ信仰生活の指南書として発展した通書⁴の再編成という文化統制政策・宣伝政策について検討する。

満州国の国定曆書は清朝の曆書と同じ『時憲書』という名称を用い、同書に倣う復古的な体裁を取っているが、国民党の三民主義への対抗を意識して、立憲体制の擬制を伴った国家⁵の威容を人々に提示し、戦時動員を進めるため、近代的諸要素を大々的に導入している。また、民間への浸透を意図して通書

の諸要素を取り入れており、官民の伝統と近代の要素を織り交ぜた複雑な構成をとることとなった。満州国において通書は国策会社の管理下におかれ、独自の変容を遂げていった。そして、戦時動員の深化と日本とのイデオロギーの一体化による象徴の再編は、一貫して暦の体裁に影響を与え続けていた。

1. 満州国『時憲書』の刊行と普及

満州国『時憲書』の制定の過程と頒布・普及の過程については、神田清（満州国中央観象台天文科長）『満州国時憲書の制定と其普及 付 土佐原忠夫（同観象台技正）「暦書の編纂と其頒布に就て」』（大政翼賛会興亜局『暦法調査資料』第8輯、1942年）というパンフレットから基本的な状況を知ることができる。このパンフレットがおさめられた『暦法調査資料』（全13輯、1942～43年）は、42年から43年初めにかけて大政翼賛会興亜局において暦法学者を動員して行われた、世界各地と日本の暦法に関する調査の成果である。この調査は、同局において「近代の超克」を期して、グレゴリオ暦よりも合理的な暦法（「大東亜暦」あるいは「新東亜暦」）の「大東亜」への導入を日本の使命として掲げる議論が提起される中、その可能性の検討のために遂行されたものである⁶（以下、神田、土佐原の言は、全てこのパンフレットによるもので、頁数を（ ）内に記す）。

神田によると、暦書の制定については建国の年、32年から議論が開始された。満州国國務院総理鄭孝胥、総務庁長駒井徳三、関東軍特務部松島鑑と二人の軍参謀に加えて、東京の中央气象台から派遣された技師藤原咲平、大連測候所長草間茂人らの協議により、暦書は観象機関において所管することが決定された。この際、暦書の内容についても協議が行われた。その後も、中央气象台から派遣された技師関口鯉吉が満州国政府の当事者と会談を行い、内容を科学的にするとともに、「民衆の要求に必ずべく流布性あるもの」とすることとして、採録する内容の決定をみた。関口の帰国後、天文学的部分は関口の助手である中央气象台嘱託の中野猿人が担当し、暦註（吉凶神、干支、^{なっちゃん}納音、二十八宿、十二直⁷、各日の日選びの註釈〔以下、註釈〕）等は東京の佐藤了翁に委嘱され、「国策的、農業的部分」は國務院実業部において原稿を作ることとなった。鄭孝胥の主張により暦の名前は『時憲書』⁸と称すること

となり、当時実業部総務司長を務めていた松島を委員長とし、羅振玉、藤原、関口などを顧問とする大同2年時憲書編纂委員会が満州国政府内に設けられ、最初の暦書は33年(大同2年)初めに頒布された。大同3年版⁹の天文と暦註は、満州国政府の「依頼」により前年同様中野と佐藤が担当し、中央観象台創設のための籌備事務所が編纂事業の主管となり、観象台長就任を予定されていた後藤一郎を委員長とする編纂委員会が設置された。大同3年版までは編纂委員会が組織されたが、33年11月の中央観象台成立を受けて、35年版より暦の編纂は中央観象台において行われるようになった¹⁰。暦註の原稿作成は35年版までは佐藤が担当した(1~4頁)。当時、広報戦略全般は関東軍の管理・統制の下、満州国の行政機関と日本人及び日本の諸機関が参与する形で展開しており¹¹、暦の編纂事業においても同様の状況が確認できる。

『時憲書』には非売品政府用(特製、並製)と民間用があり、政府用の特製品は毎年300部から800部を印刷して、国内高官並びに観象事業関係者に贈呈し、同並製品は毎年2万部から6万部ほどを印刷して、国内各官庁その他への配布用とした。民間用は、「一般国民に利用せらるる様な事項を記載し」、「併せて国策宣伝の用に資せんとしたもの」であり、当初政府の経費で印刷し、協和会に払い下げて民間への普及を図ったとされる。その後政府用の版を国策会社の満州国通信社に貸与して印刷させ、販売事務も担当させるようになった。ただし土佐原によれば、民間暦の販売は経験を経た現地の人々の特殊な組織に依存しているため、この掌握が課題とされていた。印刷部数は、大同2年版は10万部、翌年は30万部であり、37年には80万部、43年には100万部に達している。43年の人口は約4,300万人であるから¹²、頒布が順調であれば、1世帯5人として平均8.6世帯に1部の普及率となる。普及を意図して以下に述べる実用知識が記載された他、通書を「改良」した『家宝書』と共に販売する方法が黙許された(5~6、16~17頁)。

『時憲書』の制定は、「元来一国の基準暦なるものは、天に二つの日輪なく国に二つの君なきごとく、唯一たるべきものである」という神田の言に示されるように、通書の漸次的取締と並行して進展しており、暦の頒布による権威の所在の明確化が意識されていた。「元来満州に行われた俗暦は概ね所謂万年暦によった杜撰なもので、計算の基準を北京付近に取って」おり、「国暦

の内容と食い違いを生ずることも時々あり、これも俗暦取締を厳重にした主な理由の一つである」と指摘された点にも、民国と異なる満州国の権威を明確化する意図が明らかである。また、37年より標準時が改正されたことで、民間暦との相違点が更に増加したと指摘されている(7頁)。この経緯は、当初満州国の標準時が中原標準時(神田のいう「北京付近」の東経120度線)でなく、長白標準時(東経127.5度)などの別の基準で行われていたこと、機関によってばらばらであった標準時を含む観象についての基準が37年1月に統一されたこと¹³、その際、日本標準時の採用により朔や節気の設定も日本の基準に変更されたため、まれに農曆においても中国の時間とのずれが生じるようになったことを指している。このように新旧双方の時間において民国や華北との一体性が解体され、日本との一体性の構築が進められていたのである。

2. 暦書の体裁と構成

(1) 暦註と天象

民国元年以来の『中華民国暦書』(中央観象台編、以下、『民国暦書』)においては、グレゴリオ暦(以下、新暦)が採用され、農曆の日付は補助的に配置されて、清朝『時憲書』の各月の暦(以下、日暦)に付されていた暦註などの迷信的要素は一掃された。日暦の下段には暦註に代わって暦時法などに関する科学知識の解説文や図解が掲載されるようになった。国民政府の『国民暦』(中央研究院天文研究処編)は、『民国暦書』の日暦の体裁から更に農曆を取り除いて、新暦のみとしたものである。これに対し民国の通書は、伝統暦に新暦を補助的に加えた体裁を採用しており、袁世凱の帝政準備に際して編纂された『洪憲元年暦書』(中央観象台編、1916年)も同様の構成をとっていた。満州国『時憲書』も、伝統暦に新暦を加えた体裁を採用したが、新暦を日暦の基本とし、農曆を補助的に配置する点が通書などと大きく異なる(図1)。また、一部に通書の内容を採用している点にも特徴がある。

満州国『時憲書』がこのような体裁を採用したのは、伝統に権威を求め、権力の姿勢によるとともに、通書を取締り民俗を統制しようとする意図にもよる。神田によれば、「一方には時憲書中に一般国民の要望するが如き迷信事

項を織込み、以て国民をして国曆に親しみを持たせ、他方には嚴重に国曆以外の曆の印刷を取締ることとなり、33年2月の国務院布告以降、「俗曆」の徹底的取締が志向され、「一般時憲書類の出版物の印刷、販売を禁止することとなった」という。神田は「日本に過去数十年間高島曆の如きものが

跋扈し害毒を流した実例もあり、国としては俗曆取締は一国も忽にすべからざること」であると述べているが(7頁)、これは近代日本において天文曆に偏重した官曆が民衆の支持を失い、昭和初期に至るまで民間曆に浸食され続けた経緯¹⁴を意識したものであろう。頒曆に関わる当事者は、日本の経緯を踏まえつつ、通書の取締にはその内容の官曆への反映を必要とすることを理解していた。土佐原は曆書頒布の経験に照らして、「曆註其他の従前より記載しある迷信事項は実害なき限り之を収録し、要すれば一般文化の進展に伴ひ極めて徐々に之を減少乃至廃止すること」という原則を提示し、以下のように指摘する。

大正三年		陽大正三年		陰十月乙亥小奎宿		小寒以後	
日元		曆一月大		曆十月丙寅大		曆十一月	
十四日	宜沐浴禱合告	一	宜沐浴禱合告	十一	宜沐浴禱合告	十一	宜沐浴禱合告
十三日	宜沐浴禱合告	二	宜沐浴禱合告	十	宜沐浴禱合告	十	宜沐浴禱合告
十二日	宜沐浴禱合告	三	宜沐浴禱合告	九	宜沐浴禱合告	九	宜沐浴禱合告
十一日	宜沐浴禱合告	四	宜沐浴禱合告	八	宜沐浴禱合告	八	宜沐浴禱合告
十日	宜沐浴禱合告	五	宜沐浴禱合告	七	宜沐浴禱合告	七	宜沐浴禱合告
九日	宜沐浴禱合告	六	宜沐浴禱合告	六	宜沐浴禱合告	六	宜沐浴禱合告
八日	宜沐浴禱合告	七	宜沐浴禱合告	五	宜沐浴禱合告	五	宜沐浴禱合告
七日	宜沐浴禱合告	八	宜沐浴禱合告	四	宜沐浴禱合告	四	宜沐浴禱合告
六日	宜沐浴禱合告	九	宜沐浴禱合告	三	宜沐浴禱合告	三	宜沐浴禱合告
五日	宜沐浴禱合告	十	宜沐浴禱合告	二	宜沐浴禱合告	二	宜沐浴禱合告
四日	宜沐浴禱合告	十一	宜沐浴禱合告	一	宜沐浴禱合告	一	宜沐浴禱合告
三日	宜沐浴禱合告	十二	宜沐浴禱合告	十二	宜沐浴禱合告	十二	宜沐浴禱合告
二日	宜沐浴禱合告	十三	宜沐浴禱合告	十一	宜沐浴禱合告	十一	宜沐浴禱合告
一日	宜沐浴禱合告	十四	宜沐浴禱合告	十	宜沐浴禱合告	十	宜沐浴禱合告

図1 実業部編纂『満州国時憲書』(大同3年版、1933年)、14頁

彼等にとっては、生活の基準として信仰と同程度迄に之に頼って居る時、一般に之を廃止することは寧ろ百害あって一利無き結果となる恐があると思ふのである。彼等は生活の準拠すべきものを失ひ途方に暮れるであらうし、特に抗日分子にとってはかかる状態が日本と民衆を離反せしむ最もよき機会となるのである。そして反日的記事を満載せる俗曆が、如何に之を禁止しても続出する結果となるであらう。満州でも建国の当初は随分之に悩まされたのである。(中略) 民間行事の基準となる如き

事項は、害なき限り之を存置する方が寧ろ豊な民俗を尊重する意味において重要であらう（14～15頁）。

曆の体裁・内容の選定は、民俗を統制しようとする権力と、これに対応する社会との厳しい緊張関係の中で行われていたのである。

清朝『時憲書』では巻頭に「年神方位之図」が二つ折りになって配置されていたが、満州国『時憲書』では、冒頭の「詔書」や地図などの後に、「年神方位之図」「春牛之図」「嫁娶周堂図」、吉凶の日取り（天赦日、三伏、社日、土用、彼岸）がまとめて掲載された頁が配置される（図2）。これは通書に典

型的な形式をほぼそのまま踏襲したものである。「年神方位之図」はその年の星神の位置を示すもので、方角の吉凶の占いに使用された。「春牛之図」は、牛とその傍らに寄り添う神の容態によって毎年の豊凶を占うもので、35年以降は図を外した「春牛芒神式」として牛と芒神の容態についての説明文のみが掲載されている。天赦日は、天が全てを赦す最大の吉日、三伏は夏の最も暑い時期の凶日、社日は春分・秋分前後の土地神を祭る日、土用は立春・立夏・立秋・立冬直前の季節の変わり目で土を動かさない禁忌のある期間というように、それぞれ信仰・習俗に関わる生活の指針となる情報であった。これらの日取りは当



図2 実業部編纂『満州国時憲書』（大同3年版、1933年）、5頁

初新曆のみで記載され、35年以降は農曆を併記している。通書ではこれらの日取りが農曆のみで記載されており、伝統的な慣習を提唱しつつもその中に新曆を浸透させようとする意図が確認できる。

この頁において、通書には一般的に記載され、満州国『時憲書』に採録されなかったのは、楊公忌、「地母経」などで、楊公忌は毎月1日配当される、大事を成すのに障りのある日、「地母経」は毎年の干支で定められたその年の豊凶や出来事の占いの言である。楊公忌は禁忌の日選びで日数が多く、天象とも関係のない点で消極的な側面が強く、「地母経」については災厄も含めた予言が具体的に語られることで迷信性がより明確であるため、採録されなかったものと考えられる。その後、37年には天赦日が削除され、土用は二十四節気表の頁に移された。土用は節気を基に設定されるため、二十四節気表に移されることで、迷信よりも天象の一部として整理されたといえる。

清朝『時憲書』の巻頭や各月の暦の上部に記載されていた歴代皇帝皇后の忌日は採録されなかった。立憲体制の擬制の維持と国際関係への配慮などから、帝政移行においても清朝復辟を否定する政府の声明¹⁵、および満州帝国第一代皇帝としての即位を言明し、復辟を否定する皇帝の対外声明が出されていたから¹⁶、暦においても清朝との断絶が示されなければならなかった。

図3は、清朝『時憲書』、民国の通書、満州国『時憲書』の日暦曆註の配列を図示したものである。清朝『時憲書』では、吉神と歴代皇帝皇后の忌日が農曆の日付の上段の欄外に記され、農曆の日付の下段には、干支、納音、二十八宿、十二直、註積の順で曆註が列挙され、凶神は註積の下部に記されていた。民国以後の通書は基本的にこの形式を踏襲しつつ、新暦の日付欄の日付・曜日吉神欄の上に補助的に付す形となっている。

満州国『時憲書』は、上述のように暦は新暦を基本とする構成をとっているが、その体裁は清朝『時憲書』よりも通書に近いものから出発している。「節気・雑節」は通書と同じ位置に配され、通書が諸神の誕生日を付記した新暦の日付欄の上の部分には、「官署例假日」（政府休日）とされた新旧暦の祝祭日が付されている。「節気・雑節」は、35年に清朝『時憲書』と同じ位置に変更されたが、37年より「民間重要祭祀日及紀念日」として暦に記載された廟会・祭祀・記念日が、代わりにこれまでの「節気・雑節」の位置に据えられた。このように、満州国『時憲書』は民国の通書の形式を利用しつつ、近代的な要素を暦に注入していた。民国以来の通書は迷信的要素を一貫して保持しつつも新暦の日付を導入しており、客観的には新暦の浸透に寄与して

いる。満州国『時憲書』は、民国を生き続けたこのような通書の体裁を基礎に成立したのである。

図3 清朝『時憲書』・民国通書・満州国『時憲書』の日暦註の配置

祭 祀 ・ 念 日 ・ 国 家 記	祭 祀 ・ 念 日 ・ 国 家 記	祭 祀 ・ 念 日 ・ 国 家 記	生 諸 日 神	吉 忌 皇 后 忌 日
新暦日付	新暦日付	新暦日付	新暦日付	
曜日	曜日	曜日	曜日	
雑 朔 節 節 望 氣	雑 朔 節 節 望 氣	吉 神	吉 神	雑 朔 節 節 望 氣
農曆日付	農曆日付	農曆日付	農曆日付	農曆日付
干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直	干支 納音 二十八宿 十二直
念 日 ・ 祈 日 ・ 要 節 ・ 民 間 記 日 重	吉 神	凶 雜 朔 節 節 神 節 望 氣	雑 朔 節 節 望 氣	註 釈
註 釈	註 釈	註 釈	註 釈	
	凶 神		凶 神	凶 神
⑤満州国 『時憲書』 38～45年	④満州国 『時憲書』 35～36年	③満州国 『時憲書』 33～34年	②民国通書	①清朝 『時憲書』

『大清道光二十三年時憲書』『大清咸豐二年時憲書』『大清咸豐三年時憲書』『大清光緒十八年時憲書』『中華民国五年陰陽國曆通書』(奥付欠)、『中華民国二十二年陰陽國曆通書』(奥付欠)、実業部編纂『満州国時憲書』(大同2,3年版)1933～34年、中央観象台編纂『時憲書』(康徳元年～12年版)、1934～45年より作成

35年以降、吉神は十二直の下、凶神は註釈の下部に配されることとなり、朔望と節氣は凶神の欄に記入されていたものが分離して、曜日の下の配されるようになった。更に36年版では、これまで多い日には1日に10個にも上った吉凶神の数が顕著に減少し、空欄も目立つようになり、37年には吉凶神

ともに註積欄の下段に移され、38年には消滅した。一般には註積や干支の方がよりわかりやすい生活指針であり、特に凶神は禁忌にまつわる日選びに関係するため、徐々に整理されていったものと考えられる。ただし、暦から迷信の要素を取り除く試みはここまでで終わった。

註積欄については、清朝『時憲書』や通書が「宜〇〇」「不宜〇〇」という何かの行動についての吉凶を上げる形式をとっているのに対し、満州国『時憲書』は、34年の大同3年版以降、解説は全て「宜〇〇」という、何かについてふさわしい日のみで構成されていた。土佐原は、迷信を禁圧することでかえって反日的な通書が氾濫するような事態を防ぐため、「満州国の時憲書に於ては、「諸事宜しからず」の項は全く之を削除し又「官吏の出張に宜し」等公事に関するものは勿論除いてあるが実害のないものはその儘之を収録する方針をとった」（15頁）と証言している。暦註についての知識が豊富であれば、その他の欄を参照することで当日の禁忌は導き出せるが、禁忌をとまなう慣習を一定程度抑制する姿勢はここにも現れている。

天象については、清朝『時憲書』では一般に巻頭に首都と各省の節気の時時刻が経度のずれを計算に入れて一覧表にされていたが、満州国『時憲書』では、節気の一覧表は標準時に統一された。この他、巻頭に各地の節気ごとの日の出入時刻・方位表、新京の月の出入時刻・方位表、日月食表、巻末に各地各月の平均気温、最高・最低気温の平均値、最高・最低気温、降水・快晴日数、各地の降霜・降雪時期が加えられている。正確な天象を知らしめることが暦書の重要な目的のひとつであった以上、満州国『時憲書』はこれら天象の記載について後退することはなかった。『民国暦書』や『国民暦』にも、節気ごとの日の出入時刻・方位表、月の出入時刻・方位表、日月食表は採用されていたが、満州国『時憲書』は、これらを凌駕する詳細なデータを採録していた。これらには、日本の技術力とそれに支えられた国力を顕示する意図も込められていたものと考えられる。

(2)象徴

満州国『時憲書』は、巻頭に「今上皇帝御容（写真）」（帝政以前は「執政玉照」）、「即位詔書」「満州国建国宣言」「回鑾訓民詔書」「満州帝国地図」

「国旗」「大満州帝国国歌」「官署例假日期表」などを配し、近代国家の象徴を強調する体裁も同時に整えている。民国元年以来、『民国曆書』は曆註を除去し、曆時法の科学性を強調する以外は、特に国家の象徴を強調する体裁を持たなかったが、国民政府の『国民曆』は、表紙見返りに総理遺像・党旗・国旗・総理遺囑を掲載し、巻末に「国定紀念日日期表」「中華民國訓制時期約法」などを採録するなど、政治的象徴を本格的に採用した体裁をとっている。

曆書を通じて政治的・思想的宣伝を行うという発想は、『国民曆』の社会的影響を調査した日本側にも共有された意識であり¹⁷、満州国『時憲書』は『国民曆』を圧倒する量の象徴を動員している。このような体裁は明治日本の文部省曆局頒布の『太陽曆』や昭和初年の東京天文台編纂・神宮神部署発行の『曆』にも見られないため、日本の曆の影響ではなく、中国の政治状況に応じて、『国民曆』を強く意識しつつ案出されたものであると考えられる。

それぞれの象徴においても、日本とのイデオロギーの一体化の過程が確認される。民意を偽装し、中華民国が諸外国と結んだ条約の遵守を謳う「満州国建国宣言」は、「即位詔書」を掲げた34年の康德元年版にも採録されたが、これら二つの文書は翌年にはともに削除された。35年4月、日本を訪問した溥儀は帰国後の5月、「朕 日本天皇陛下ト精神一体ノ如シ爾衆庶等更ニ当ニ仰イテ此意ヲ体シ友邦ト一徳一心以テ両国永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ真義ヲ発揚スヘシ」と述べた「回鑾訓民詔書」を宣布して¹⁸、日満のイデオロギー一体化を自ら推進する姿勢を表明した。同詔書は、翌年より『時憲書』に「詔書」の名前で掲げられるようになった。即位詔書に替わって日本の価値との一体化を宣言する詔書が国家の基本文書として確認されたこととなる。

皇紀2600年にあたる40年、新京に建国神廟が建設されて天照大神が国家の祭神として迎えられ、「惟神の道」を国の基本とした「国本奠定詔書」が発布されたが、この詔書は翌41年より「回鑾訓民詔書」の下段に掲載されるようになった。43年以降は「国本奠定詔書」が「回鑾訓民詔書」の上段に掲載され、神道を基本とする国家のあり方を更に強調する体裁が整えられた¹⁹。学生や兵士は、これらの詔書を暗記することが求められたとされ²⁰、教育勅語や総理遺囑と同様の手法が取られていたから、曆書への掲載はその意味での象徴作用と実用性も備えていたといえる。

「今上皇帝御容」は清朝皇帝の正装の龍袍ではなく、関東軍が指定した元帥服を纏いサーベルを手にした肖像写真で、34年版、35,36年版、37年版の三種類があり、陰陽五行で中央を象徴する黄色の枠で囲まれ、同じ色の国章が上方に配されている。肖像は34年版は左下方向き、35,36年版はやや右上方向きであったが、37年版では完全な正面像となっている。34年版は勲章が一つしかなく、頸飾も大綬も身に佩びない簡素なものであるため変更されたと考えられる²¹。肖像は次第に正面像へと移行したが、これは神像や歴代皇帝像の基本的な形式でもある。38年より「今上皇帝御容」は削除されるが、これは天皇が不可視化によって権威を担保していたことに倣う手法であったと考えられる。当初「御容」と称された溥儀の肖像は、後に日本の天皇像の尊称に倣い「御真影」と呼称され、不可視化された礼拝が行なわれ、天皇像に倣う儀礼が行なわれるようになったとされるが²²、『時憲書』からの肖像の消失はこの経緯を示すものであろう。この年より万寿節〔皇帝誕生日〕が農曆から新曆に改められたことは、この状況に符号する。

「満州帝国地図」は彩色で描かれ、国旗を左上に掲げている。満州国の行政区画は、中央集権体制の強化の必要性などから省の細分化が行われたが²³、最初の細分化後の35年版では、県・旗の区画のみで、省の区画を示さない地図が一旦現れる。これは中央集権的志向を示すものと考えられるが、その後は新たな省区画に色分けされた地図となった。40年から全土と国外に張り巡らされた「定期航空線」（32年就航）が地図上に記されたが、これは実用性への配慮というよりも国力の伸長を強調する意味を持っていたであろう。

「大満州帝国国歌」は帝政移行前の33年に「満州国国歌」として制定されていたが、『時憲書』には35年から簡譜（番号譜）を付して掲載され、39年からは五線譜も付されるようになった。同国歌は、鄭孝胥作詞の儒教的色彩の強いものであったが、42年には「神光」「帝徳」「万寿」などの歌詞により神道と帝政を象徴する新国歌に変更された²⁴。この国歌は、同時に作詞された日本語の歌詞も併記して43年から『時憲書』に掲載された。地図と国歌の採用は、『国民曆』にも見られない『時憲書』独自の特徴である。

39年と40年のみ、国歌の下欄に「満州帝国協和会綱領」が掲載され、44年には、41年から巻末に記載されていた協和会の解説が巻頭に移された。ま

た、同じ頁の上部に「大東亜戦争」一周年を期に発布された「国民訓」が掲載された。建国の淵源を「惟神の道」とし、天照大神への崇敬と皇帝への忠誠、儒教道徳、大東亜共栄の達成などを強調するこの訓令は、詔書同様、学生・兵士に唱和が強制されたものであった²⁵。

(3) 実用知識・政治知識など

実用知識の掲載は、満州国『時憲書』が他の暦書と異なる大きな特徴であり、上述のようにこれも民間への浸透を強く意識したことによる。33年版には、「耕種養畜次序表」「新制度量衡表」「満州国郵政各類型郵便寄費表」「満州内（包括関東州及南満州鉄道付属地）電報費表」「満日間電報費表」が採録されている。清末から民国の通書は、開国後の新たな文物・事象に関する知識や儀礼などに関する実用的な情報を積極的に取り入れる傾向があり、R.スミス氏によれば、清末には外国と中国の度量衡換算表、外国郵便の料金・規定なども収録されるようになったという²⁶。民国期には、民国の礼服、新式結婚式の儀礼、鉄道路線図などが掲載されている例も確認できる²⁷。通書のこのような実用性は、『民国曆書』や『国民曆』には継承されておらず、『民国曆書』は天象と年齢対照表を採録するのみで、『国民曆』は主に政治動員に関わる法令等を採録していた。この点においても『時憲書』は通書を継承しており、上述の天象を加えると、『時憲書』の実用性は更に顕著となる。暦註も日選びの生活指南であったから、これらを欠いた『民国曆書』『国民曆』は、信仰・慣習の面からも「実用性」に乏しいものであったことも事実である。

「耕種養畜次序表」は、普通穀類、水稻、蔬菜、葉菸^{はたばこ}、養豚、養鶏、養蜂、綿羊の項目が立てられ、月ごとの詳細な農事が記されている。國務院実業部の作成になるこの工程表は、毎月の農事を暦の下段に掲載した40年代以降の中国共産党（以下、中共）根拠地における『農家曆』に先行して、暦に詳細な農事を記載したものである。ただし、この表は新曆のみによっており、二十四節氣に依拠したものではない。節氣は黄道上の太陽の位置によって設定されているため、これに基づく農事は、事実上の太陽曆に依拠した合理的な生産習俗であった。このため、国民政府は『国民曆』の巻末に「民国二十四節氣歌」を掲載して、節氣ごとの農事を簡便かつ平易に紹介して、節氣を

基礎に新暦の浸透を試みており、中共も日中戦争の半ば以降、節気による農事を生産運動や農家暦の編纂などによって奨励していた²⁸。満州国が「東方の文化道徳」の復興を強調しながらも、農事に関わる重要な民俗を十分に抬い上げられなかったことは否定し得ないであろう。管見の限り、通書においては、二十四節気・七十二候の物候〔生物の周期と気候の相関〕は採録されるが、実用的な農事を掲載したものは確認できず、農事の情報に通書に基礎を置くことができなかつたものと思われる。

35年からは、巻末に「満州国統治組織略図」、国土の東西南北端の経緯度、各地の経緯度、主要都市の人口など国土に関する情報が追加された。国土に関する情報は、地図と同様に実用知識であるとともに、政治的な象徴作用も持っている。35年版では主要都市の人口には「満州人」「日本人」の人口が表記され、36年版では「本国人」「日本人」「外国人」の区分となり、関東州の都市も加えられた。37年以降は、これらの区分をなくして、人口のみとなった。表記のゆれの背景には、「五族協和」の理念と国籍法の不在という状況の中で、日本人を含む諸民族の位置づけの困難さがあつた。

日中戦争が長期化する中、39年以後、政治知識や動員に関する項目が顕著に増加していく。その変化は煩瑣であるため、主なもののみ以下に整理する。39年からは農事合作社の利点の紹介、「学校教育概要」などが追加され、「耕種養畜次序表」は簡略化された。40年からは、天象以外の部分の編纂を満州国通信社が担当し（神田、7頁）、同年には「我国的特点与現在地位」という項目によって、建国精神、「広大な領土と豊かな資源」、建国以来の国際関係の広がりなどについて説明がなされた他、「協和会聯合協議会」〔政府と民間をつなぐ連絡協議組織〕についての説明文が加えられた。41年には前年に制定された「国兵法」の概要と「軍人援護法」「軍人優遇法」が掲載され、同じく前年に設立された興農合作社の解説が加えられた他、協和会についての解説欄が設けられた。43年には「国民儲蓄会法概説」が加えられたが、翌年、「国民儲蓄」についての解説に替えられた。同年、「国兵法」の概要は削除され、「軍人援護法」「軍人優遇法」についての説明のみが残されたが、これらも翌44年には削除された。「国兵法」などの削除は、戦況の悪化の下、限界に達した徴兵の状況と民衆の敵意への警戒を示唆していると思われる。

立法院が開催されなかったこともあり、40年には「満州国統治組織略図」の中の立法院は立法院秘書処[34年の立法院長辞職により、秘書処のみが残されていた]という表記に替えられ、43年からは立法院の下に秘書処を表記する形となった。立憲君主制は形式に留まり、実権のない国家機構に実質的な意味は見出しにくかった。同図が基本的には巻末に置かれ、巻頭に置かれる時期(39,40,42年のみ)が少なかつたのも上のような組織の実態を反映したものである。45年には戦況の悪化、財政状況の逼迫などのためか、巻末部分は天象を除いて全て削除され、地図は白黒になり、国旗も削除された。権力の威厳を示すべき暦書にその力が失われた時、権力の崩壊が既に始まっていたことを、暦を手にとる人々は鋭く感じ取っていたことだろう。

(4)民間用『時憲書』

一般頒布に供された民間用『時憲書』の内、筆者は41,42年版及び表紙と冒頭数枚の欠けた44年版を確認している。民間用『時憲書』は、紙質、印刷の状態は政府用よりも著しく悪く、大きさも一回り小さい(政府用が余白を大きくとっているため、印刷面、印字の大きさは変わらない)。販売促進のため、価格を低廉に抑えようとした結果でもあろう(土佐原、17頁)。上述のように民間用『時憲書』は、政府用の版を満州国通信社に貸与して印刷させたものとされるが、両者には若干の差異が認められる。

まず、地図が白黒で、国旗が省略されている。44年版では、政府用が「国本奠定詔書」と「回鑾訓民詔書」を一頁に収めていたものを一頁ずつに分けて、読みやすくしている。天象については、新京の統計を除いて各地各月の日出日入表は削除され、各地各月の最高最低気温、降水日数、快晴日数も削除されている。日暦の綴じ込み部分には、満州国の法制整備、対日関係の重要な出来事、諸外国による承認など、満州国の歴史が毎月2項目ずつ記されている。また、国歌・詔書以降の各頁下余白に、国家理念・国防・貯蓄などに関する様々なスローガンが記載されている。これらは、40年頃から加えられたもので、その内容は、満州国総務庁広報処を中心とした各部局の意見を徴収して選択されたという(神田、6頁)。スローガンは、41,42年版では国威発揚と愛国心に関する勇ましい文言や兵役の義務を強調するものが多かつ

たが、戦局の悪化した44年版では兵役そのもののスローガンはなくなり、増産・貯蓄・禁煙などのより実用的なものとなった。政府用41年版では削除された軍事援護法や軍人優遇に関する説明は、民間用では44年版にも残されている。政府用では裏表紙の見返し部分に発行年月日と国务院の印が記されているが、民間用は41,42年版において「国兵法壮丁適齡者須知」が赤字で印刷されており、44年版ではこれが国民儲蓄と貯蓄票購入の説明に替えられた。総じて動員対象を意識したプロパガンダの性格が強くなっている。

3. 祝祭日の変容

表1は、満州国の祝祭日を農暦と新暦に分類して、45年までの変化を示したものである。『時憲書』では巻頭部分において、これらを新旧暦の区別なしに時間順の一覧表としてまとめて掲載している。ただし、37年までは農暦の祝祭日は、新暦での日付の下に農暦の日付を付記する形をとっていたが、38年からは農暦の日付のみで表示するようになった。37年には、これらの一覧に「官署例假日期表」という標題が付けられ、同じ頁に「民間重要祭祀日及紀念日表」（翌年「民間重要節日祀日及紀念日表」に改名）が加えられた。また新暦の4つの記念日（元旦、万寿節、建国節、訪日宣詔記念日）は、同年8月に「慶祝日」に指定され、他の休日とは区別されるようになった。

33年の祝祭日体系は、10の農暦の節日・祭祀・記念日を主体とし、新暦は元旦・年末と建国日のみで、皇帝万寿も農暦で制定されていた。清朝の節日と祭祀の多くが復興したが、中華世界のコスモロジーにおいて最も重要である冬至祀天を含む祭天儀礼は復活せず、また休日としても採用されていない。

祭天儀礼は、中華世界独自の権力の正統性の根幹に関わる天命思想を体現するものであり、立憲政体を偽装する立場からは避けられる必要があった。また、日本の万系一世の天皇制の権力観とは相容れないこと、日本の世界観の中に満州国を位置づけるためにも否定されるべき儀礼であったと思われる。溥儀によれば、関東軍は元帥服のみによる即位儀礼を要求したとされ、従って彼が即位に欠かせない儀礼として認識していた天壇での龍袍による郊祭の儀にも理解を示さず、龍袍の着用は溥儀の強い要請によって実現した。また、郊祭の儀の日取りも本来の冬至でなく、即位の日に行われた²⁹。冬至祀天を

含む清朝の祭天儀礼が否定されたことは、清朝復興の正統性に根本から打撃を与えたこととなる。なお、農曆の節句・祭祀を大幅に復活させた「中華民国臨時政府」が冬至を休日として復活させていることと比べるならば、冬至が満州国において意識的に排除されたことはより明かになる。

表1 満州国の祝祭日

[農曆]

旧1月1～*1	春節	旧5月5日	端午節
旧1月13日	皇帝万寿*2	旧8月上丁	祀孔
旧1月15日	元宵節	旧8月15日	中秋節
旧2月上丁	祀孔	×秋分後第一戊日	祀閼岳
×春分後第一戊日	祀閼岳	×旧8月27日	孔誕
◎穀雨	祈穀祭	旧12月末日	除夕

[新曆]

新1月1～3日	元旦▼	◎新5月31日	建国忠靈廟春祭
○新2月6日	万寿節▼	◎新7月15日	建国神廟創建記念日▼+2
◎新2月11日	紀元節▼	◎新9月19日	建国忠靈廟秋祭
新3月1日	建国日▼+1	◎新10月17日	嘗新祭
◎新4月29日	天長節▼	新12月29～31日	年末
△新5月2日	訪日宣詔記念日▼		

*1: 33年～ 旧1月1～5日 38年～ 旧1月1～3日 44年～45年 旧1月1～2日

*2: 34年3月以前は執政万寿 皇帝万寿は37年に新2月6日の万寿節に変更

×: 38年以降、「民間重要祀日」に変更

△: 36年に追加 ○: 37年に追加 ◎: 40年に追加

▼: 「慶祝日」37年に4つを指定、40年に3つを追加

+1: 建国日は38年より建国節 +2: 建国神廟創建記念日は44年から元神祭節

実業部編纂『満州国時憲書』（大同2,3年版）、1933～34年、中央觀象台編纂『時憲書』（康徳元年～12年版）、1934～45年、「院令第一号」『政府公報』第613号（1936年4月6日）、56頁、「關於慶祝日之件」『政府公報』第1007号（1937年8月6日）、81頁、「關於慶祝日之件」『政府公報』第1915号（1940年9月10日）、231頁（遼瀋書社、1990年復刻）より作成

「五族協和」の名分の下、日本による事実上の支配を強制された国家の実態は、その後日本関連の新曆記念日、祭祀の導入と農曆の祭祀の部分的放棄

という形で儀礼においても顕在化していく。日滿のイデオロギー一体化を皇帝自らが確認した「回鑿訓民詔書」宣布の日は、36年より訪日宣詔記念日とされた。日中戦争開始後の37年8月には農暦の皇帝万寿が新暦の万寿節に改められ、春節休暇は5日間が3日間に短縮された。また、祀関岳と孔誕が公定休日から排除されて、民間重要祭日となった。祀関岳は、清代の武廟祭祀が北京政府期に軍隊の慰霊祭として再編されたことに起源をもつが³⁰、岳飛は民族的抵抗の象徴の意味も持つことが問題視された可能性があり、華北の傀儡政権においては同年に武廟祭祀として復興されていた³¹。この時点で農暦と新暦の祝祭日の比率は7:4となり、農暦の優位が顕著に後退した他、中華世界の伝統祭祀が排除されて、日本のイデオロギーが優位に立つ方向性が明示された。

皇紀2600年を機に、日滿のイデオロギーの一体化は極点に達する。40年7月、新京に建国神廟が建設されて天照大神が国家の祭神として祭祀されると、同廟の祭祀として従来の慶祝日に加えて、鎮座記念祭（建国神廟創建記念日）、紀元節祭、天長節祭、嘗新祭が採用され、日本と一体化した祭祀が実現した（9月にこれらも慶祝日に指定）³²。烈士追悼の儀礼は、建国神廟の摂廟〔補助廟〕である建国忠霊廟の春秋祭に代替された。日本の記念日の導入により、慶祝日は7つの内4つが日本関連もしくは日本そのものの記念日となった。この時点で農暦と新暦の祝祭日の比率は9:12となり、新暦の優位が確定した。また、新たに加えられた農暦の祭祀日の祈穀祭は、二十四節気の穀雨を使用している。明治改暦後の天皇家祭祀において春分・秋分が皇霊祭として使用されたように、節気は新暦の原理に矛盾なく位置づけることができるため、その意味では、新暦の優位は更に顕著となる。

「民間重要節日祀日及紀念日表」には、主要な廟会、穀雨の植樹節、協和会創立記念日、日本承認滿州国記念日、および38年に「官署例假日期表」から除外された春秋の祀関岳と孔誕および除夕が列挙された。39年に穀雨が祈穀祭として政府の休日とされると、植樹節は民間節日から除外されたが、45年に復活する。廟会は民間信仰に依拠しながら政治宣伝・動員に利用できる民俗の時間として重視されていた。深尾葉子・安富歩の両氏によれば、満州では各地の主要な廟会の開会期日が旧3月28日、4月8日、4月18日、

表2 満州国の「民間重要節日・祀日・記念日」

旧 2月 19日	釈迦仏廟会	旧 4月 28日	薬王廟会
○春分後第一戊日	祀関岳	旧 5月 13日	関帝廟会
新 4月 18日	湯崗子娘娘廟会	新 7月 25日	協和会創立記念日
穀雨	植樹節*	新 9月 15日	日本承認満州国記念日
旧 3月 28日	齊天仏廟会	○秋分後第一戊日	祀関岳
旧 4月 8日	仏誕廟会	○旧 8月 27日	孔誕
旧 4月 18日	娘娘廟会	○旧 12月末日	除夕

中央観象台編纂『時憲書』（康徳4年～12年版）、1937～45年より作成

○：38年に追加

*：植樹節は、39年に祈穀祭の導入により表から削除されたが、45年に復活

4月28日、5月13日と一致する特異な構造をもっており、これは廟会が市場機能よりも何らかの権力機能によって維持されていることを示唆しているとされる³³。そのため、地域的なアイデンティティを獲得しやすい状況も生まれており、その意味からも廟会利用には華北よりも更に強い効果が期待されたであろう。中共の廟会利用工作が陝甘寧辺区の実践を端緒に本格化するのには43年以降であり、この点においても日本とその傀儡政権の民俗利用は中国側の政治動員に先駆けていた。

4. 満州国における通書

上述のように暦書の復古的内容の採用は、民俗を統制しようとする権力と社会との緊張関係の中で行われており、このため満州国においては、権力が国策会社を通じて通書を管理発行するという手法が取られた。民国の歴史において、権力が直接通書を発行する手法は、袁世凱の帝政準備の際に試みられたことがあり、『洪憲元年暦書』の編纂とともに『洪憲元年暦書陰陽合暦通書』が編纂されている。復辟を宿願とする溥儀と清朝の遺臣らがこのような経緯を把握していた可能性も十分に考えられるが、いずれにしても伝統暦の権威を借りて社会を統制しようとするれば、これに依拠して社会に根を張ってきた通書の利用に価値が見出されるのは当然のことであろう。

筆者は、『大満州国大同三年全序時憲書』という満州国初期の通書を確認している。『時憲書』という書名は、清代にも通書が正統暦を装うために使用され、民国においてもこの種の書名の通書が流通し続けた一方、「国暦」をかたって合法性を装う通書も出現した³⁴。『大満州国大同三年全序時憲書』も、このような正統暦に題目を借りる形式を踏襲している。同書は奥付が欠落しているが、国旗が反転して掲載されている他、節気の日出日入時刻に伝統的刻時法を使用し、かつ満州国『時憲書』の時刻とずれていることから、政府の権威を利用した民間の通書であると推測される。同書には民国の通書に付せられた新式結婚式の儀礼紹介や鉄道路線図なども採用された他、民国の通書が革命記念日表や国民公約などの政治的象徴を積極的に採録したのと同様に、巻頭には「満州国建国宣言」「執政宣言」「満州国地図と国旗」が掲載されている。また、国家の「祈祭日表」も採録されている。

上述のように『時憲書』は「改良」された通書である『家宝書』と抱合せた販売が「黙許」されたというが、この方法は、神田によれば開拓団や農村などの依頼に応じた無料配布などよりも『時憲書』の普及に貢献し、これが「主なる動機となって国暦は国民の各階級に普及し」たとされる。上述の俗暦取締令により、通書の日暦部分を削除させた残りの部分が『家宝書』と称されたが(6頁)、その内容は「春牛芒神図」を初めとする様々な占い、予言、日選び、迷信による治病法、儀礼の解説、実用知識などとなる。暦と通書の分離によって、暦書本体を日暦以外の迷信からより隔離し、政府の提唱する暦を民間に浸透させる手法がとられたわけである。

『家宝書』について土佐原は、「総務庁弘報処に於てその内容を検討し、且つ民衆指導、国策宣伝の事項をも収録せしめ実害なきのみにあらず積極的に之が利用の方途を講じて居る」と指摘している。ただし、『家宝書』のみの販売は容認されなかった(18頁)。神田・土佐原の説明では明示されていないが、筆者が『時憲書』とセットになった形で確認した41,42,44年版の『家宝書』は『時憲書』同様、満州国通信社が発行したものである。そのため実際には、通書の取締と『時憲書』の普及に苦しんだ当局が、日暦を除いた通書を直接発行して『時憲書』と抱合せて販売する方法を講じたのではないかと推測される。『家宝書』との抱合せの販売が、「過渡期の一方法として致方

ないこと」(18頁)であった以上、当局による迷信書の発行は、やはり望ましいことではないため、明確な表現が避けられたと考えられる。権力は通書が代表する信仰世界に妥協せざるを得なかったが、その一方で、民間信仰を利用、改造して、その意図を浸透させる足掛かりを得たのである。

『家宝書』は民国の通書とほぼ同じ体裁を取りながら、政治的な象徴や政治的啓蒙、動員に関わる知識を随所に取り入れている。『家宝書』は題目に満州国年号を使用せず、干支によって『辛巳年家宝書』などのように表記されている。表紙は、赤色で印刷された「七十二候時令全図」が書名を囲む形で配置されているが、このデザインは上述の通書『大満州国大同三年全序時憲書』とほぼ一致している。赤色の「七十二候時令全図」を表紙にしたほぼ同じデザインは、この他にも『全序民国時憲書』(哈爾濱承文信書局、1925年)など多くの通書に共通しており、『家宝書』はこのような民間に定着したスタイルを選定し、人々が自然と手に取れるような工夫がされている。



図4『辛巳年家宝書』満州国通信社、
1941年の表紙

上述の『全序時憲書』の表紙には「七十二候時令全図」の下に、三日月と星の位置で豊凶等を占う「月牙旋星図」、干支によって各季節の降雨を占う「行路掌傘図」が配されていたが、41,42年版『家宝書』ではこの欄が「洪水滔天」というノアの方舟伝承の歌と挿絵になっている。管見の限りでは、同じデザインの表紙の『中華民國三十五年時憲書』(出版地等不詳)や、これによく似たデザインの表紙で「十二属相全図」を掲げた40年代の通書(華北傀儡政権下の華北合作事業総会『中華民國三十四年時憲通書』)にも同じ「洪水

滔天」伝承が確認される。葛兆民氏は「十二属相全図」を表紙とする『民国時憲通書』31年版に「洪水滔天」伝承を確認しており³⁵、「洪水滔天」伝承は満州事変以前に日本の統治とは関係なく導入されたものと考えられる。管見できたこれらの挿絵は皆中国風であり、キリスト教の雰囲気や醸し出す材料は何もない。信心の深さが身を救うというテーマは、宗教・信仰の振興を提唱した満州国の方針にも一応はなじむこととなっている。中国の民間信仰は、本来儒仏道の三教を一体に捉え、近代以降もキリスト教やイスラム教の要素を摂取するなど、様々な思想宗教を融通無碍に吸収する構造を備えていた。通書も儒仏道三教の内容から構成されており、更に西洋の新事象を柔軟に吸収していた。上述の哈爾濱承文信書局『全序民国時憲書』の口絵部分の肖像には、孔子・孟子・老子・関羽・岳飛・老子・麻姑・観世音などに加えて、ムハンマド・イエスの肖像を並べており、融通無碍な他界観が示されている。これらの状況から考えれば、通書にキリスト教の説話が挿入されるのも不自然ではない。

43年版『家宝書』は、この欄を挿絵つきの祈穀祭の説明に改めている。説明文では、農業を本とする「我国」においては歴代「国は民を本となし、民は食を以て天となす」の精神が尊重され、国君が毎年仲春（農曆2月）に土地神を祭り気候の安定と豊作を祈願したことが祈穀祭の起源であるとし、皇帝が天照大神の神前で祈願する他、各官衙と学校も式典を行うとされ、農民が毎年の祭典に注意し、生産増進に励むよう呼びかけている。本来、歴代の祈穀祭は一般に立春後の上辛日に行われていたが³⁶、これを仲春に行われた伝統と偽り、穀雨の祈穀祭の正統性を印象づけようとしている³⁷。これ以前の通書が掲げていた「月牙旋星図」「行路掌傘図」が示す一年の気候と豊凶の予知への期待は、歴代国君が司祭した豊穰祈願の祭典へと誘導され、ノアの方舟伝承が語る一神教的な（しかし、外来の宗教でもある）神への帰依は、天照大御神を祭る皇帝の姿へと還元されている。民間信仰の融通性に依拠しつつ、その中に日本の神を、正統を装いつつ紛れ込ませる手法が取られていた。

表紙の見返しには、41,42年版では儒教道徳、日本のイデオロギー、戦時動員規律を織り交ぜた「国民道徳」に関する解説が赤字で印刷され、44年版ではこれが「国民訓」とその解説に変更された。巻頭には「孔子聖像」が掲

げられており、日満イデオロギーの一体化に伴い建国理念としての地位が淡泊化した儒教思想は、通書では依然として重要な位置づけを占めていた。

次頁からは「春牛芒神図」「諸神方位之図」、吉凶の日取り一覧などから始まる民国の一般的な通書と同様の体裁となるが、その中にも様々な政治的象徴や政治知識が加えられている。「春牛芒神図」の頁には41年版には干支年と西暦年が使用されていたが、42年版からは上部に「満州国建国十年」、右端に「壬午年康德九年」、左端に「壬午年日本紀元二千六百二年」と記されるようになり、『時憲書』にも採録されなかった日本の皇紀が使用されている。この頁には、41年版には天赦日、楊公忌など『時憲書』では37年版で削除された日選びが掲載されていた他、干支によりその年の豊凶などを予言する「地母経」や「流郎歌」も掲載されていたが、42年には「地母経」「流郎歌」が、44年には楊公忌が削除され、漸次的に迷信の改良が進められていた。

正月中の干支の配置によって、その年の雨量や豊凶を占う凶解の頁の内、「幾牛耕田」の図では、民国の通書は近代的な軍装の兵士や洋装の人物を描き、兵士らが国旗や陸軍旗を掲げる図もあったが、『万宝書』ではこれが満州国国旗になっている。各頁下の余白には、41,42年版では民間用『時憲書』のスローガンの内、「よい鉄でなければ釘にできない。良民から精兵を選ぼう」「興家立業は男の志。強国安邦は武士の心」というスローガンのみが印刷されており、人口に膾炙する諺や成句を利用した露骨な徴兵宣伝が行われている。しかし、44年にはこのスローガンはなくなり、44年版民間用『時憲書』と同様により実用的なスローガンが掲げられるようになった。

4頁以降の上段 1/5 ほどのスペースには、国家の祝祭日、廟会、日本承認満州国記念日、協和会創立記念日などについての挿絵入りの解説が、新旧暦を問わず時系列に配置されている。国家の祝祭日の中で、年末や徐夕を除けば、取り上げられていないのは、紀元節、天長節、建国神廟創建記念日、嘗新祭であり（祈穀祭は44年版になって初めて表紙に採録）、特に日本色の強い祝祭日が排除された形になっている。これは、露骨な日本支配の現実を民俗世界に持ち込むことに慎重にならざるを得なかったためかもしれない。ただし、万寿節の項では「全国官民は沐浴更衣して宮城に遥拜」すべきことが

図入りで指示され、祀孔も日本統治によって導入された「協和服」という服装で行われることが図示されている点、儀礼に浸透した日本色が確認できる。

『時憲書』に掲載された「民間重要節日祀日及紀念日」の内、廟会については娘娘廟会のみが取り上げられており、徐夕、祀閼岳、孔誕も取り上げられていない。『万宝書』では、これらの他に6月3日（林則徐が虎門寨でイギリスのアヘンを没収し焼却した日）と10月12日（コロンブスの西インド諸島到着の日。ただしその説明はない）の禁煙記念日、7月26日の郵政記念日、42年版までは7月1日の司法記念日が取り上げられている。この他、滿州地域の諸国の興亡が略記された図表が掲げられ、ここでは、中華民国時期は「軍閥時代」と表記されている。

『万宝書』に特徴的な記事としては、アヘン中毒の治療奨励の図解、青年の勤勞奉公義務の図解、生命保険の解説と図解、貯蓄を奨励する漫画、興農合作社の解説、「国民衛生生活要則」「急病救療法」、増産による国力伸長を奨励する図解など実用知識と政治動員に関する宣伝がある。41,42年版には「国兵法」についての図解があり、兵役が全ての国民の義務であり、軍隊生活は学校と同じようなもので、家庭にも援助があり、退役後も前途有望であると宣伝されている。この図解は、41年版では裏表紙にも赤字で印刷されて強調されていたが、44年版では全て削除された。兵役は『時憲書』同様、通書でも回避されるテーマとなっていた。『時憲書』と比べると、単なる実用知識は除かれ、戦時動員と医療衛生に関する項目が重点的に配置されている。

44年版では、これら政治的象徴と政治知識、動員に関わる実用知識は、裏表紙を含む全37頁の内の13頁ほど、全体の約1/3を占める。新式結婚式の説明、孔子像、裏表紙2頁の日本語教材と若素製菓の広告も入れれば、近代的な要素は4割ほどに達する。しかし、日曆が削除されているため、改造された内容の割合が高くとも、占い、予言の類の分量自体は、民国の通常に通書に相応するか、それよりも豊富である。ただ、迷信が放置されたというわけでもなく、医療衛生の項目が採録されたことに対応して、44年版では、病氣を得る日、方角、病氣の種類と迷信的治療法を紹介した「天師祛病書法」や夢占いなどの予兆判断の「周公夢解法」が削除されており、『時憲書』に共

通する迷信の漸次的改良の方向をみることもできる。42年版から加えられた若素製菓の広告も、迷信を医療へ橋渡しする実用性を兼ねていた。

おわりに

満州国における暦と通書の編纂と頒布は、慣習や信仰を統治に利用し、これを統制して徐々に迷信を取り除く方針の下、遂行された。それが日本による植民地支配と戦時動員の効率化という目的に従属したものであった以上、重点は民俗の改良よりも収奪と社会統制に置かれており、その独善性と虚偽性も随所に看取される。更に満州国の場合、政治的象徴において主権国家の体裁を整える方向へ進んだ華北傀儡政権と異なり³⁸、象徴の日本との同一化も加速させていたから、ここに被統治者の主権意識強化の契機を見出すことも困難である。

ただし、いかなる統治者であっても、社会を有効に組織しようとすれば、その民俗信仰に向き合わざるを得なかった。農曆の時間の慣行とそれに絡み取られた信仰が根強く残る状況において、日曆から農曆を除去し、通書を禁圧した国民党の政策が社会との接点を失っていたとするならば、満州国の暦書に対する対応は、慣習の改造への一応の足掛かりを持って行われていた。そして、日本による民俗利用政策の展開は中共に危機感を与え、40年代以降の中共の農村根拠地での民俗利用政策へとつながっていく。

満州国の『時憲書』と通書は、歴史の屑籠に捨て去られたが、伝統暦の改造の基礎に立って、新たな象徴と民俗を構築する試みは、中華人民共和国に継承されていった。通書は迷信を脱ぎ捨てるとともに、大衆に国家の象徴と政治方針を注ぎ込み、民生を改良するメディアとして再生したのである。

中華人民共和国建国初期の『一九五三年新曆書』（華東人民出版社）は、迷信的要素を徹底的に排除しながらも、通書の形式やモチーフの一部を保留しつつ、満州国『時憲書』が採録したような国家のシンボルを大胆に取り入れた新たな民間暦である。表紙は「春牛芒神図」のモチーフが改編された互助組の農民と牛が描かれ、巻頭には毛沢東像、中華人民共和国国家、中華人民共和国大行政区画図、祖国の3年間の「偉大な業績」の挿絵付説明文、重要記念日の説明、婚姻法の全文などが続いている。

干支ごとの年齢対照表は、通書の「十二属相全図」で見慣れたデザインとなっている。日暦部分は、農曆を補助的に使用しつつ、暦註を全て削除しているが、新暦日付の upper 段に常用漢字表を配し、通書において日選びのよるべとなっていた註積欄には、衛生・健康・生産・政治動員などに関わる標語や知識および記念日・節気を配している。また、最下段のスペースで図解によって、衛生知識を紹介している。災厄を避け福を求めるために通書を参照していた人々に、その方法を科学的観点から提示する『新暦書』は、伝統的心性の文脈を捉えつつこれを変化させようとしていたのである。

注

- 1 方艶華「試論偽滿祀孔典禮的墮落与変異」『遼寧師範大学学报（社会科学版）』第30卷第6期、2007年、同「偽滿“王道政治”の出籠与其異化錯位研究」『蘭州学刊』第5期、2007年、曲曉范・佟銀霞「偽滿“新京建国忠靈廟”的建造及其祭祀活動」『社会科学戦線』2011年第3期、曲曉范・佟銀霞「偽滿洲国的“国家祭祀”及其日本化」『抗日戦争研究』2010年第1期など。
- 2 島川雅史「現人神と八紘一宇の思想—滿州国建国神廟—」『史苑』第43巻第2号、1984年、内藤陽介『滿洲切手』角川選書、2006年、貴志俊彦『滿洲国のビジュアル・メディア ポスター・絵はがき・切手』吉川弘文館、2010年。
- 3 山室信一『キメラ—滿州国の肖像（増補版）』中公新書、2004年、中田整一『滿洲国皇帝の秘録 ラストエンペラーと「厳秘会見録」の謎』幻戯書房、2005年、波多野勝『昭和天皇とラストエンペラー 溥儀と滿州国の真実』幻戯書房、2007年、内藤前掲書、55～56、142～144頁。
- 4 中国の伝統曆書と通書の変遷については、リチャード・J・スミス（三浦國雄監訳 加藤千恵訳）『通書の世界 —中国人の日選び—』凱風社、1998年、84～86頁を参照。通書は、暦部分では王朝が刊行する正統曆とほぼ同じ形

式をとりつつも、暦以外に占い、予言、信仰・道徳に関する説話、迷信の民間療法などを多く採録し、信仰生活の指南書として民間に流布していた。

- 5 この点については、山室信一「『満洲国』の法と政治—序説」『人文学報』第 68 号、1991 年を参照。
- 6 大政翼賛会興亜局編纂の『暦法調査資料』については、小林春樹「大政翼賛会興亜局編纂の『暦法調査資料』について—戦時科学史的観点からの暦学研究の試み—」『東洋研究』第 156 号、2005 年を参照。
- 7 納音は干支ごとに配当される 30 種の五行、二十八宿は天球の赤道上の 28 の星座に由来し、28 周期で各年月日に配当される星の名前、十二直は北斗七星の向きに由来し、節気と十二支を基に配当される 12 通りの日選び。
- 8 以下、小論で単に『時憲書』と称する場合は、満洲国『時憲書』を指す。
- 9 帝政移行により、34 年には大同 3 年版と康德元年版の二種類が発行された。このため以下、34 年のみ元号で版を示す。
- 10 ただし、暦本体の記載では、大同 3 年版は実業部編纂、康德元年版は中央観象台編纂となっている。
- 11 貴志前掲書。
- 12 中央観象台編『時憲書』（康德 11 年版）、1944 年、54 頁。
- 13 宋偉宏「偽満洲国観象台述略」『大連近代史研究』第 8 卷、2011 年、272～273 頁。
- 14 渡邊敏夫『暦入門 暦のすべて』雄山閣、2012 年、124 頁。
- 15 「政府對於実施帝政声明書」（1934 年 1 月 20 日）、中央档案館・中国第二歴史档案館・吉林省社会科学院合編『偽滿傀儡政權』中華書局、1994 年、158 頁。
- 16 山室前掲書、223～224 頁。
- 17 高木公三郎『蒋政權下に於ける暦書に表れた思想宣伝記事（暦の思想宣伝に用いられし一例として）』、大政翼賛会興亜局『暦法調査資料』第 11 輯、

- 1943年、小林前掲論文、88～90頁。
- 18 『報知新聞』1935年5月3日。
- 19 この他、諸研究や回想などでは日満関係を親子になぞらえて日本を「親邦」とする「建国十周年詔書」を特に重要な詔書としているが、『時憲書』には収められていない。「回鑾訓民詔書」で天皇との一体化を主張した溥儀の意図は、本来天皇と対等な権威を主張することにあった（愛新覚羅・溥儀 [小野忍・野原四郎・新島淳良・丸山昇訳] 『わが半生』(下)、1977年、36頁、波多野前掲書、127～155頁、山室前掲書、230～231頁）ことから、「建国十周年詔書」の表現に溥儀・遺臣側の心理的抵抗があったことは推察できるが、詳細は不明である。
- 20 『わが半生』(下)、52頁。
- 21 即位の服装を巡る関東軍と溥儀の対立については、『わが半生』(下)、29～30頁を参照。内藤前掲著、59～60頁は、即位記念絵葉書の元帥服が非常に質素であることを指摘し、その背景に満洲国における皇帝の地位の問題性を見出している。
- 22 『わが半生』(下)、33～34頁、山室前掲書、300頁。
- 23 岡部牧夫「満洲国の統治」、植民地文化学会・東北淪陥一四年史総編室共編『〈日中共同研究〉「満洲国」とは何だったのか』小学館、2008年、65～66頁。
- 24 岩野祐一「国歌」、貴志俊彦・松重充浩・松村史紀編『20世紀満洲歴史事典』吉川弘文館、2012年、286～287頁。
- 25 岡部前掲論文、56頁。
- 26 スミス前掲書、72頁。
- 27 『中華民國二十二年国曆通書』、奥付欠、『中華民國二十六年農曆通書』、『全序民国時憲通書』、1929年、奥付欠、『中華民國十七曆書』、表紙奥付欠、スミス前掲書、77頁。
- 28 日中戦争期以降の中共の時間に関する民俗利用については、丸田孝志「陝

- 甘寧辺区の記念日活動と新暦・農暦の時間』『史学研究』221号、1998年、
「時と権力—中国共産党根拠地の記念日活動と新暦・農暦の時間」(I)(II)、
『社会システム研究』9、10号、2005、2006年を参照。
- 29 『わが半生』(下)、29～30頁、内藤前掲書、56頁。
- 30 羅檢秋主編『近代中国社会文化変遷録』第3巻、浙江人民出版社、225～
227頁。
- 31 丸田孝志「華北傀儡政権における記念日活動と民俗利用—山西省を中心に—」、曾田三郎編『近代中国と日本 提携と敵対の半世紀』2001年、299
頁。
- 32 「建国神廟祭祀令」(1940年7月15日)『政府公報』第1866号(1940
年7月15日)、364～365頁、「關於慶祝日之件」『政府公報』第1915
号(1940年9月10日)、231頁(遼瀋書社、1990年復刻)。
- 33 深尾葉子・安富歩「廟に集まる神と人」、安富歩・深尾葉子『「満洲」の
成立 森林の消尽と近代的空間の形成』名古屋大学出版会、2010年。
- 34 スミス前掲書、51、80～82頁。
- 35 葛兆光「認識中国民間信仰の眞実図景」『尋根』1995年第5期、20頁。
- 36 張晶晶「中国古代祈穀礼的举行時間」同上2009年第4期。
- 37 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』原書房、1969年、35頁によれば、祈
穀祭が穀雨に定められた理由を、この頃には満州においても「春風訪れ気
候漸く温暖となり」、「大抵最初の春雨が降り、農民は穀物の種子を蒔き
始めるからである」としている。
- 38 丸田前掲論文、2001年、302～307頁。

(tmaruta@hiroshima-u.ac.jp)